

がん診療連携拠点病院の指定と今後の課題

昨年の暮れも押し迫った12月27日、「第2回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」が開催され、新たに都道府県がん診療連携拠点病院として16病院（地域がん診療連携拠点病院からの変更を含む）、地域がん診療連携拠点病院として102病院（更新を含む）が指定された。

この結果、がん診療連携拠点病院は、47都道府県286病院（32都道府県がん診療連携拠点病院、254地域がん診療連携拠点病院）となり、これまで拠点病院が指定されていなかった秋田県、兵庫県も含めて、全都道府県で指定されることになった。

今後、旧指針に基づく指定は07年10月まで有効であり（現状は、新指針のもとで「仮指定の状況」となっている）、それに加えて新たな申請や更新（申請期限は07年10月末日）、さらに06年度中に取りまとめ公表するとされている「現況報告」などをもとに、秋以降に同検討会が開催され、08年4月から、新指針のもとで指定を受けた「拠点病院」構想が本格的に稼動することになる。

なお、指定は4年間の更新制で、2年ごとに現況報告が行なわれる。ただし、ひとつの医療圏に複数の拠点病院が指定されている場合など、特例的に指定が認められた事例については、毎年現況報告を求めることとされている。

今回の第2回検討会における厚労省の説明、各委員の発言、さらに配布資料をもとに、拠点病院の指定のあり方について、課題を整理しておこう。

■ 拠点病院にふさわしい実力があるか？

拠点病院の申請にあたっては、厚労省が示した4つの指定要件（①緩和ケアチームの設置、②相談支援体制の整備、③院内がん登録の実施、④特定機能病院を指定する場合は、腫瘍センターの設置）が満たされていることが最低条件である。

ところが、厚労省自身も認めるように、「指針に定められた要件を満たしていない医療機関が多数推薦されている」。

また、今回の推薦では、病床数、新入院がん患者数等が判定資料として添付されているが、これまた厚労省が自ら認めるように「がん診療連携拠点病院たるがん診療能力を十分に有していないのではないかと懸念される医療機関が多数推薦されている」。

判定資料では、新入院がん患者数や悪性腫瘍手術数、化学療法総数について、月間の件数を12倍して年間総数として記載することを認めている。このため、新入院がん患者の9割近くが手術を受けているという病院もある。常識的に考えても9割は多すぎるだろう。委員からは、放射線治療の数字がおかしいとの指摘もあがった。

こうした統計の取れていない病院は、がん治療を行う体制が整っていないのではないかと懸念される。

いずれにしても、現在行なわれている「現況報告」は各医療機関におけるがん医療の現況の一端を現すに過ぎないが、整理され次第、公開され、患者会も加わって、指定要件の充足状況をチェックするとともに、さまざまな角度から検証を加えることが極めて重要である。

なお 緩和ケアについては、「緩和ケアチーム」の設置の有無しか問われていないため、その活動実態がわからない。厚労省は、要件について、具体的でより分かりやすい記載に整備指針を改める考えを示した。

今後、がん種別の手術実施数などの「がん診療機能」が評価できる指標を定めて報告を求めれば、大学病院、がん専門病院、総合病院等の特色も明らかになり、今後のがん医療提供体制を検討するうえでの基礎データとなるだろう。

■ 都道府県単位に指定することの問題

拠点病院の指定は、各都道府県からの申請に基づいて行なわれる。都道府県に責任をもってがん医療の提供体制を整備させるとの方針から考えれば当然ではあるが、その結果、県境を挟んでの狭い地域で複数の拠点病院が指定されるという事態が生じる。

今回の検討会でも、首都圏に近い医療機関が、提出された判定資料から判断する限りでは拠点病院の要件を満たさないと思われても、「県の全体計画に基づいていますので、指定が妥当と思われます」との厚労省事務局の意見に押されてしまった。

住民は県境に係わらず生活している。交通網（道路網）、生活圏域を考慮しながら、他の都府県内で指定されている拠点病院との役割分担も考慮して指定するのが良いのではないか。

■ 医療圏数を超える拠点病院数の指定

2次医療圏で複数の拠点病院を指定するか否かは、申請の際の都道府県の説明が良ければ、すなわち、整合性のあるものや説得力のあるものであれば認めるとされている。

今回、富山県では4つの医療圏に対して7医療機関が指定され、アスベスト被害患者への医療提供として特例で指定された富山労災病院を加えると、8医療機関となる。

厚労省は、「疾患別に各病院が担当する『富山型がん診療体制』であり、先駆的な取り組みだ」と説明したが、委員からは「全国との整合性が問題」との声も出た。

実際、現在のところ、10医療圏の大分県は大分市の2病院を申請し、11医療圏の熊本県では4病院の申請となっている。富山型が先駆的であるとしても、やはり整合性に欠ける印象はぬぐえない。毎年、現況報告を富山県には求めて、その意図がどの程度達成されているのか、全国的な展開を展望する観点からも検証が不可欠である。

■ 拠点病院以外にも良い病院があるが

2次医療圏ごとに1医療機関との原則のため、当然のことながら、これまでも良いがん医療を提供してきた医療機関が拠点病院から洩れるという事態が起きる。人口の少ない医療圏のなかでがん医療に取り組んできた医療機関も手をあげられない状況で、格差が広がるのではないかと心配する委員もいた。

拠点病院を手がかりにしてがん医療の全国的な水準向上を図るという厚労省の構想は理解するが、がん患者や家族からすると、「拠点病院だから良い病院だ、安心できる病院だ」と思いがちである。それが、時として「誤解」となることもある。厚労省としては、この種の「誤解」が生じないようにするために、拠点病院の診療機能や実績等を積極的に公開しなければならない。

同時に、拠点病院以外の実績ある医療機関についても、拠点病院と同様に、がん診療機能や実績等の情報が提供されるよう働きかけることを望みたい。

患者側が公開されたデータを基に拠点病院リストから医療機関を選ぶとすれば、特定の医療機関に患者が集中することも考えられる。決して短くない療養期間を考えれば、地元で信頼できる医療機関を整備することが、やはり求められる。

■ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定

今回の検討会の結果、31都道府県で、32の都道府県がん診療連携拠点病院が指定された。

設置者別の内訳は、大学病院が14、県立がんセンターや県立病院が14、県立医科大学が3、国立病院機構病院が1となっている。

宮城県のみ複数指定となっている（ただし特例なので、毎年現況報告が求められる）。厚労省では、理由が付けば複数の指定を認めているが、宮城県とほぼ同様の推薦内容で提出した岩手県と山形県は、指定要件を充たしていないとか、患者数が少ないなどの理由で複数指定が見送

られた。ただし、検討会での厚労省の説明は説得力を欠いている印象を持った。

未設置の都道府県では、都道府県がん診療連携拠点病院としての指定要件を充たした医療機関がないのかも知れない。また、群馬県立がんセンター、埼玉県立がんセンター、滋賀県立成人病センターなどは推薦されていないが、県内の医療機関間での調整が整っていないということだろうか。

都道府県ごとの医療提供体制がどのようになっているか、つぶさに承知している訳ではないが、都道府県がん診療連携拠点病院には、県庁所在地等にある、実力のある大学病院か公立のがんセンター（病院）が推薦されたように思える。

ただし、宮城県と違ってひとつの医療機関となっているため、大学病院を推薦するか、公立病院を推薦するかで、当該都道府県の「がん医療提供体制構築」に対する姿勢や考え方が微妙に異なるのではないかと。

大学病院と公立病院の間で、がん診療に関する機能や能力に差がある場合は別だが、大学病院を推薦する場合は、県当局と大学設置者・大学病院管理者との間で、より緊密な連携が求められるだろう。県当局における主導的な姿勢が望まれる。

なお、都道府県がん診療連携拠点病院については、要件を満たしていなくとも、今後のがん医療関連施策の展開における都道府県拠点病院の必要性を考え、07年3月末までに整備することを条件に指定が行なわれたことに留意されたい。

都道府県がん診療連携拠点病院の指定状況 (06年12月27日現在)

都道府県名	医療機関名	
宮城県	宮城県立がんセンター	東北大学医学部附属病院
秋田県		秋田大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院	
栃木県	栃木県立がんセンター	
群馬県		群馬大学医学部附属病院
千葉県	千葉県がんセンター	
神奈川県	神奈川県立がんセンター	
新潟県	新潟県立がんセンター新潟病院	
富山県	富山県立中央病院	
石川県		金沢大学医学部附属病院
福井県	福井県立病院	
山梨県	山梨県立中央病院	
長野県		信州大学医学部附属病院
岐阜県		岐阜大学医学部附属病院
静岡県	静岡県立静岡がんセンター	
愛知県	愛知県立がんセンター中央病院	
三重県		三重大学医学部附属病院
京都府	京都府立医科大学附属病院	
大阪府	大阪府立成人病センター	
兵庫県	兵庫県立成人病センター	
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	
岡山県		岡山大学医学部・歯学部附属病院
広島県		広島大学病院
山口県		山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島県立中央病院	
愛媛県	国立病院機構四国がんセンター	
高知県		高知大学医学部附属病院
佐賀県	佐賀県立病院好生館	
長崎県		長崎大学医学部・歯学部附属病院
熊本県		熊本大学医学部附属病院
鹿児島県		鹿児島大学病院

■ アスベスト疾患で労災病院も指定

拠点病院でのアスベスト疾患の医療相談体制を充実するため、アスベスト疾患センターを持つ労災病院で、拠点病院の整備指針における要件を満たす病院で、医療相談を十分に行える場合は、拠点病院に指定されることになった。東北、千葉、香川に、今回、富山、関西、熊本の各労災病院である。労災病院の生き残り策の一環とも受け取られるが、指定後は、その機能を十分に発揮していただきたい。